

第14章 特別支援教育

Ⅰ 特別支援教育

(1) 特別支援教育の理念と基本的な考え方

平成18年、国連総会において、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約」が採択された。同条約は、合理的配慮^{*1}やインクルーシブ教育システム^{*2}等の理念を提唱する内容となっており、我が国においては同条約を平成26年に批准し、障害のある子どもの教育に関する各般の取組を進めている。

平成18年の教育基本法改正において、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」との規定が新設された。また、平成19年の学校教育法改正においては、障害のある子どもの教育に関する基本的な考え方について、特別な場で行う「特殊教育」から、子ども一人一人の教育的ニーズ^{*3}に応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われた。また、平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められることとなった。

奈良県においても、障害のある人もない人も、ともに安心して幸せに暮らすことのできる社会の実現を目指して、平成28年に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行された。また、平成29年には、ろう者とろう者以外が共生することができる地域社会を実現することを目指して、「奈良県手話言語条例」が施行され、手話が言語であるとの認識に基づき、学校教育における手話の普及に努めることが規定されている。

さて、「特別支援教育」とは、障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう共生社会^{*4}の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。

(2) 一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導

子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小学校、中学校、高等学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われることが必要である（p.96 図1）。

ア 通常の学級における指導

通常の学級においても発達障害を含む障害のある児童生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、障害の種類や程度、個々の認知や行動の特性を的確に把握した上で、各教科等における学習上の困難さに応じた指導の工夫を計画的、組織的に行う必要がある。全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫^{*5}の意図を明確にし、個に応じた様々な手立てを検討し、指導に当たっていくことが重要である。

イ 通級による指導

大部分の授業を小学校、中学校、高等学校等の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、**特別の教育課程**^{*6}を編成し、通級による指導を行っている。効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との連携を図るなど、教師間の連携に努めることが必要である。

実施形態として、①児童生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」、②他の学校に通い、指導を受ける「他校通級」、③通級による指導の担当教員が該当する児童生徒のいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」がある。

通級による指導の対象となる児童生徒の障害による困難の改善・克服を図るためには、一人一人の障害の状態等に応じた対応が求められるところであり、画一的な指導内容の選択や指導方法は好ましくない。通級による指導の担当教員と当該児童生徒が在籍する学級の担任が連携協力しながら、一人一人の状態に即した個別の指導計画を作成し、計画的に指導を行い、着実に障害の状態の改善・克服を図ることが重要である。

ウ 特別支援学級における指導

小学校、中学校等において特別支援学級の対象となる障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある児童生徒一人一人に応じた教育を行っている。

また特別支援学級は、小学校、中学校等の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

しかし、対象となる児童生徒の障害の種類や程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、学校教育法施行規則第138条に基づき、**特別の教育課程**^{*6}によることができる。

そして、なぜその教育課程を編成したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し改善する上でも重要である。

エ 特別支援学校における指導

特別支援学校の対象となる障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校である。障害の状態等に応じて、弾力的な教育課程が編成できるようになっている。

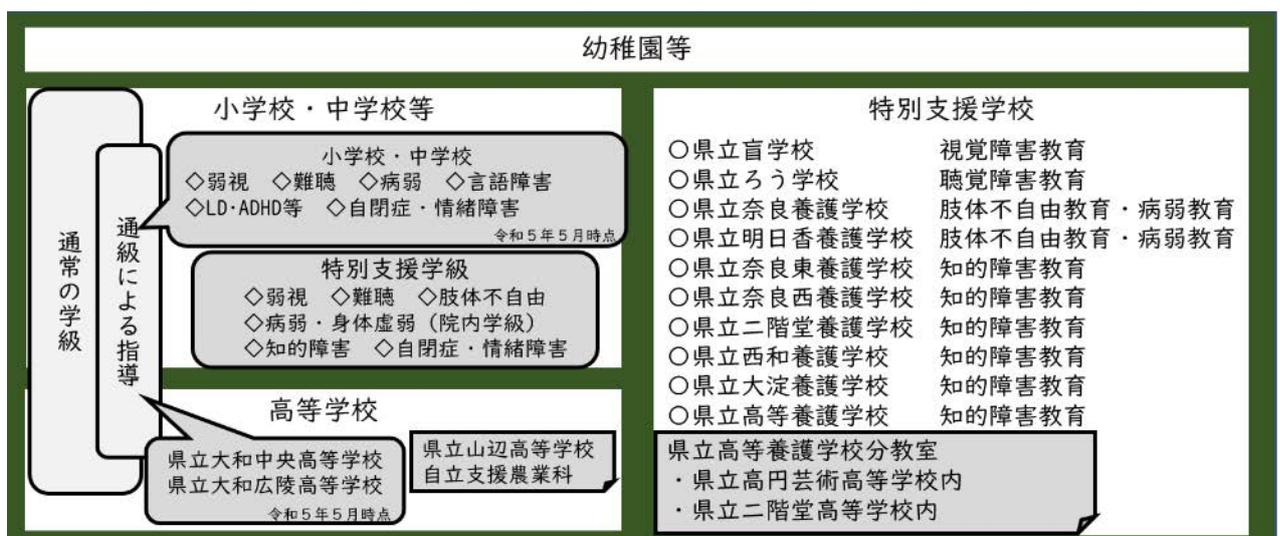


図1 奈良県における多様な学びの場

(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成とその活用

個別の教育支援計画^{*7}及び個別の指導計画^{*8}は、障害のある児童生徒など一人一人に対するきめ細かな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、二つの計画を全員作成し、効果的に活用する必要がある。また、障害のある幼児や、通常の学級に在籍し通級による指導を受けていない障害のある児童生徒などへの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努める必要がある。

これらの計画の作成後は、実施状況を適宜評価し、改善を図っていくことが不可欠である。指導や支援の実践に際しては、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のPDCAサイクルによる見直しを行いながら、適切な指導や必要な支援を進めていくことが大切である。また、切れ目なく指導や支援をつないでいくために、必要に応じ、進学先や関係機関等にこれらの計画を引き継ぐことが重要である。その際には、個人情報の保護に配慮することが大切である。



(4) 交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものである。

交流及び共同学習を推進していくにあたっては、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉える必要がある。

通常の学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等と特別支援学校との交流の内容としては、例えば、学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習が考えられる。なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。



奈良県教育委員会（令和2年2月）「奈良県の特別支援学校と小学校・中学校・高等学校との『交流及び共同学習』実践事例集」

<https://www.pref.nara.jp/secure/239226/kouryuu.pdf>



(5) つながる特別支援教育

ア 教職員間の連携とネットワークの構築

特別な支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者の多様なニーズに適切に対応するためには、全校的な支援体制の確立を図り、担任や担当者が課題を一人で抱え込まずに、特別支援教育コーディネーター^{*9}と連携したり校内（園内）委員会^{*10}を活用したりするなど、学校内（園内）で報告・連絡・相談することが大切である。また、特別支援学校のセンター的機能^{*11}の活用や医療・福祉等の関係機関と連携^{*12}を図ること等、専門的な助言や援助を得ながらネットワークを構築することが望ましい（p.98 図2）。

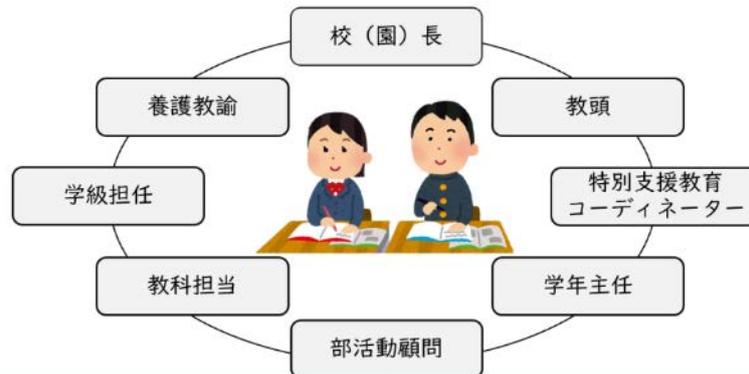
イ 保護者との信頼関係の構築

保護者は、子どもの困難さやつまずきへの気付き方や障害に対する理解・考え方が一人一人異なるので、保護者の思いや考え方を考慮する必要がある。

その上で、教育上特別の支援を必要とする子どもの学校（園）での状況や、取組、変容等を丁寧に、誠意をもって伝えていく必要がある。

そして、子どもの成長を中心に伝えながら、更なる成長につながる支援について、家庭での様子も参考にしつつ、保護者と共に今後の対応を考え、学校（園）と家庭が同じ目標で取り組めるようにしていくことが大切である。

全校的な支援体制の確立～一人一人が役割を担う～



校（園）長のリーダーシップの下、特別支援教育に関する委員会（校（園）内委員会）を設置

- ・ 全校的な教育支援体制を確立
- ・ 教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行う

文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年）より

図2 全校的な支援体制の確立

(6) はじめよう！特別支援教育

「授業に集中できない」「友達とトラブルを起こす」等の課題が見られる場合、『困った子』ではなく『困っている子』として捉えることが子ども理解の第一歩となる。つまり、子どもが感じている困難さに気付き、子どもの特性に応じた支援を行うことが重要である。しかし、特別支援教育の推進においては、特別な支援を必要とする子どもに対して個に応じた支援を行うことだけが重要なのではない。学びやすい環境設定や学び方の違いに配慮した授業づくりに加え、得意なことも不得意なことも認め合える仲間づくりやどの子どもも安心して過ごせる集団づくりも大切である。そのために、障害のあるなしに関わらず、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、子どもの小さな変化にも気付く目とその気持ちに寄り添う心を大切にしていきたい。

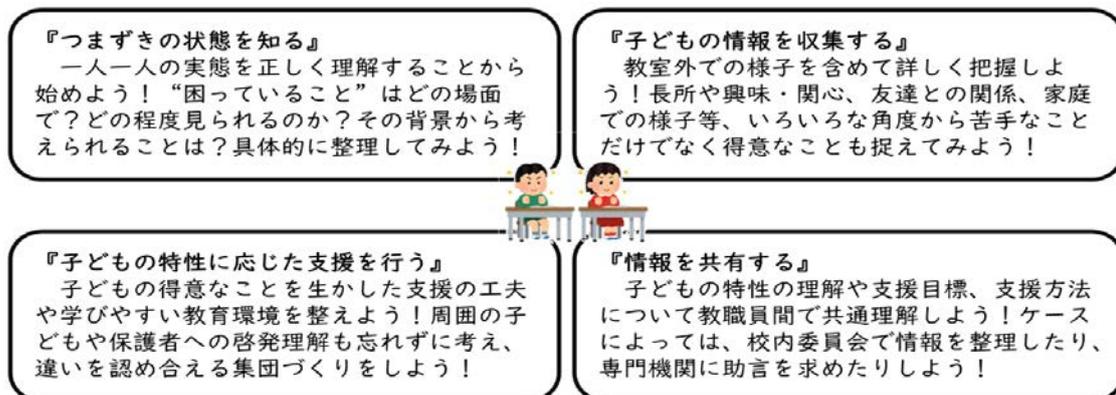


図3 『困っている子』に寄り添うためにできること



※¹ 合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されている。

障害者差別解消法により、合理的配慮の提供は、行政機関等及び事業所の法律上の義務とされた。学校の設置者及び学校は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として合理的配慮の提供を行う必要がある。合理的配慮の内容については、個別の場面に依りて異なることに留意し、「建設的対話」を通じて本人・保護者と学校が相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要である。

合理的配慮の基礎となる環境整備は、基礎的環境整備と呼ぶ。合理的配慮を的確に行えるようにする環境の整備について、行政機関等及び事業者の努力義務とされている。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」
<http://inclusive.nise.go.jp/>

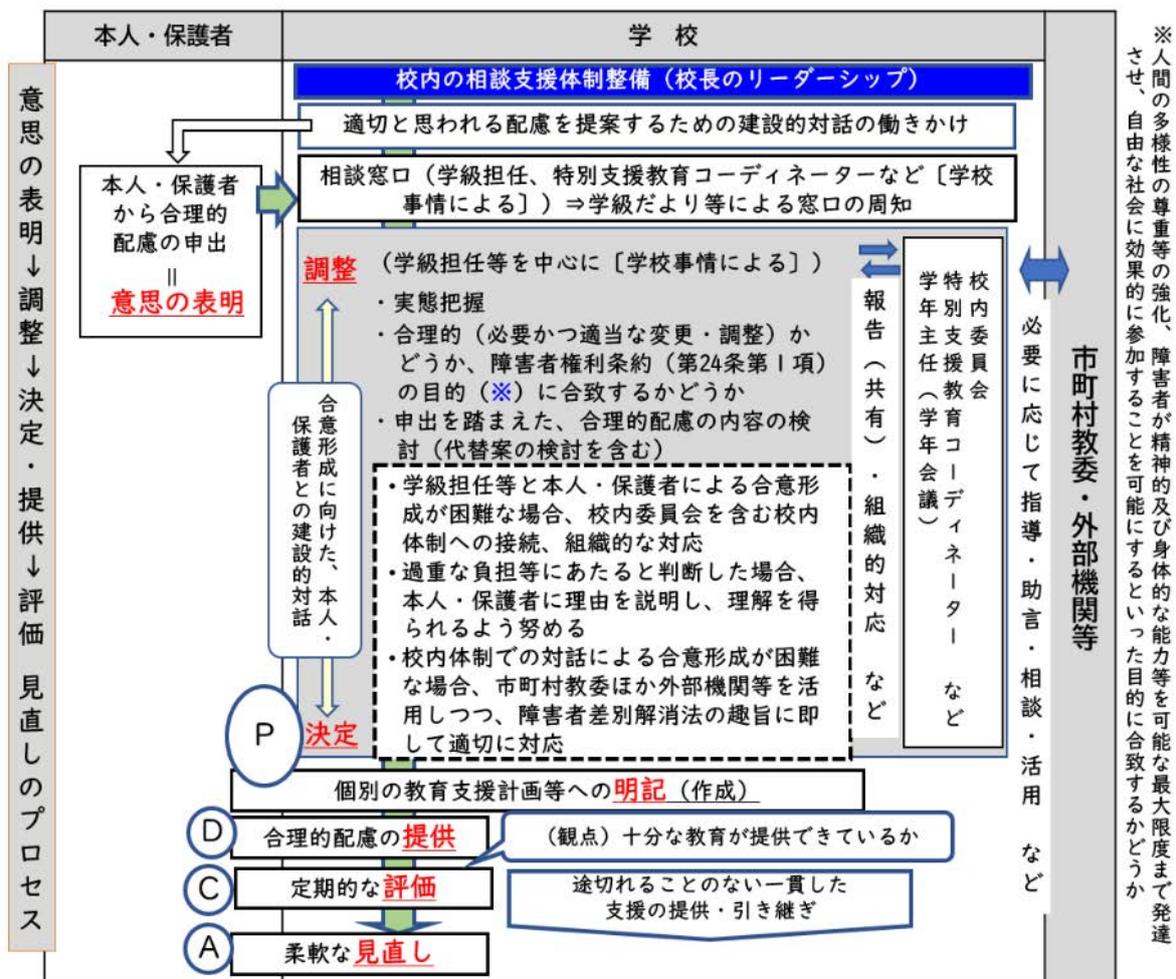


図4 各学校における合理的配慮の提供のプロセス (対応指針等を基にした参考例)

※² インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と

障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。それぞれの子どもが授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

※³ 教育的ニーズ

子ども一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。

教育的ニーズを整理する際、以下の三つの観点・視点を踏まえることが大切である。

① 障害の状態等の把握

（視点）医学的側面からの把握

（視点）心理学的・教育的側面からの把握

② 障害のある子どもに特別に必要な指導内容

（視点）就学前までに特別に必要なとされる養育の内容

（視点）義務教育段階において特別に必要なとされる指導内容

③ 障害のある子どもの教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

（視点）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の「別表」の観点による配慮の検討

※⁴ 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

※⁵ 各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫

『小学校学習指導要領』（平成 29 年）、『中学校学習指導要領』（平成 29 年）、『高等学校学習指導要領』（平成 30 年）の総則及び各教科等の指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、障害のある児童生徒などへの指導の留意事項が示されている。

※⁶ 特別の教育課程

< 通級による指導 >

『小学校（中学校）学習指導要領』（平成 29 年）

障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す☆**自立活動**の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との連携を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

『高等学校学習指導要領』（平成 30 年）

障害のある生徒に対して、（略）特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合には、（略）特別支援学校高等部学習指導要領第 6 章に示す☆**自立活動**の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。



文部科学省（令和 2 年 3 月）「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」

https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/common/pdf/passing_guide_02.pdf



< 特別支援学級 >

『小学校（中学校）学習指導要領』（平成29年）

特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**☆自立活動**を取り入れること。
- (イ) 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。



奈良県教育研究所（令和2年3月）「特別支援学級教育課程ハンドブック」

<https://www.e-net.nara.jp/kenkyo/index.cfm/15,2953,79.html>



☆自立活動

- ・児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとしている指導領域のこと。
- ・自立活動の内容としては、①健康の保持②心理的な安定③人間関係の形成④環境の把握⑤身体の動き⑥コミュニケーションの6区分27項目の内容がある。
- ・自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けることが重要である。
- ・個別の指導計画を作成し、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導が展開される必要がある。



文部科学省（平成30年3月）「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」（幼稚部・小学部・中学部）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/04/1399950_5.pdf



*7 個別の教育支援計画

学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために、家庭や医療・保健・福祉・労働等関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画のこと。作成に当たっては、保護者の参画が求められており、学校側と保護者側の教育的ニーズを整理しながら作成する。

特別な支援を必要とする児童生徒等に対して提供されている「合理的配慮」の内容については、個別の教育支援計画等に明記し、引き継ぐことが重要である。

*8 個別の指導計画

個別の教育支援計画に記載された一人一人の教育的ニーズや支援内容等を踏まえ、当該児童生徒等に関わる教職員が協力して、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画のこと。

*9 特別支援教育コーディネーター

校内の関係者や関係機関との連絡調整及び保護者に対する相談窓口となり、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う教員のこと。



奈良県立教育研究所（平成30年4月）「特別支援教育コーディネーターハンドブック」

<https://www.e-net.nara.jp/kenkyo/index.cfm/15,2944,79.html>



※¹⁰ **校内（園内）委員会**

幼児児童生徒への学習面や行動面の支援を系統的なものにするために、校内（園内）の教職員や関係機関が情報を共有し支援方法を検討する会議のこと。

※¹¹ **特別支援学校のセンター的機能**

専門的な知識や技能を生かし、地域の校（園）に助言や援助を行うという特別支援学校の役割のこと。

※¹² **医療・福祉等の関係機関と連携**

教育と福祉との連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。特別な支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者が乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援を受けられるよう、一層の連携を図ることが重要である。

文部科学省（平成 30 年 5 月）「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm



奈良県障害福祉課 Web サイト

<https://www.pref.nara.jp/1834.htm>



参考・引用文献

- (1) 文部科学省（令和3年6月）「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm
- (2) 文部科学省（平成19年11月）「子ども一人一人の教育的ニーズにこたえます！特別支援教育」
- (3) 文部科学省（平成31年3月）「交流及び共同学習ガイド」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/_icsFiles/afieldfile/2019/04/11/1413898_01.pdf
- (4) 文部科学省（平成24年7月）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm
- (5) 文部科学省（平成29年3月）「幼稚園教育要領」
https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_2.pdf
- (6) 文部科学省（平成29年3月）「小学校学習指導要領」
https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_01.pdf
- (7) 文部科学省（平成29年3月）「中学校学習指導要領」
https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf
- (8) 文部科学省（平成30年3月）「高等学校学習指導要領」
https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_03.pdf
- (9) 文部科学省「特別支援教育の現状」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm
- (10) 文部科学省（平成30年）「障害に応じた通級による指導の手引」
- (11) 文部科学省（平成29年7月）「小学校学習指導要領解説総則編」
https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_kyoiku02-100002607_001.pdf
- (12) 文部科学省（平成29年7月）「中学校学習指導要領解説総則編」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf
- (13) 文部科学省（平成30年7月）「高等学校学習指導要領解説総則編」
https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_1.pdf
- (14) 文部科学省（平成30年3月）「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/04/1399950_5.pdf
- (15) 文部科学省（平成29年3月）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/13/1383809_1.pdf
- (16) 文部科学省（平成25年10月）「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm
- (17) 文部科学省（令和2年3月）「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」
https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/common/pdf/passing_guide_02.pdf

刊行物

- (1) 奈良県立教育研究所（平成30年4月）「特別支援教育コーディネーターハンドブック」
<https://www.e-net.nara.jp/kenkyo/index.cfm/15,2944,79,html>
- (2) 奈良県立教育研究所（平成31年3月）「子どもの学びに活かすハンドブック～奈良県の通級の先生と共に～」
<https://www.pref.nara.jp/19991.htm>
- (3) 奈良県立教育研究所（令和2年3月）「特別支援学級教育課程ハンドブック」
<https://www.e-net.nara.jp/kenkyo/index.cfm/15,2953,79,html>
- (4) 奈良県教育委員会（令和2年2月）「奈良県の特別支援学校と小学校・中学校・高等学校との『交流及び共同学習』実践事例集」
<https://www.pref.nara.jp/secure/239226/kouryuu.pdf>